

## 広報すもと設置協力事業者制度実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、洲本市が依頼する広報紙「広報すもと」の設置に協力する市の区域内に店舗その他の事業所を有する者(以下「広報すもと設置協力事業者」という。)について必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 より多くの市民に対して行政情報等の効果的な発信を行うため、広報すもと設置協力事業者との協働によって、市内に幅広く情報提供拠点を開設し、市民が洲本市政情報に触れる機会を増やしていくことを目的とする。

### (広報すもと設置協力事業者への協力依頼内容)

第3条 広報すもと設置協力事業者に対して、原則として月1回程度、広報すもとを送付し、その事業所又は店舗内において、市民への配布を目的としてその目に留まりやすい位置に設置を依頼する。この場合において、広報すもと設置協力事業者に対する謝礼金等の支給は行わない。

### (登録期間)

第4条 広報すもと設置協力事業者の登録期間は、前条の規定による依頼の日から当該日の属する年度の末日までとする。ただし、広報すもと設置協力事業者より、登録取消しの申出がない場合は、翌年度も自動更新し、以後も同様とする。

### (広報すもと設置協力事業者として登録できない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、広報すもと設置協力事業者としてこれを登録しない。

(1) 政治活動又は宗教活動を目的とするもの

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)

第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営むもの

(3) ギャンブルにかかるもの

(4) 洲本市暴力団排除条例(平成25年洲本市条例第2号)第2条第1号から第3号までの規定に該当するもの

(5) いわゆる「総会屋」その他の反社会的団体若しくは特殊結社団体又はこれらに関連するもの

(6) 洲本市から指名停止等の行政処分を受けているもの

(7) その他市長が不適当と判断したもの

(公募)

第6条 広報すもと設置協力事業者は、別に定める「広報すもと設置協力事業者募集要項」に基づき公募する。

(登録の可否)

第7条 市長は、第5条の規定に基づき、広報すもと設置協力事業者の登録の可否を決定する。

(登録の取消し)

第8条 市長は、広報すもと設置協力事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、広報すもと設置協力事業者の登録を取り消すことができる。

- (1) 第1条に規定する要件を欠くに至ったとき。
- (2) 第5条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (3) 偽り、その他不実の申込みにより登録を受けたとき。
- (4) 広報すもと設置協力事業者が登録の取消しを希望するとき。
- (5) その他、市長が特に必要と認めるとき。

(その他)

第9条 広報すもと設置協力事業者が洲本市の広報活動に協力している旨を市民に周知できるよう、事業者の名称、所在地等について市ホームページ等広報媒体に掲載する。

#### 附 則

この要領は、令和8年1月19日から施行する。